

第 1 章

県北保健福祉事務所の概要

I 地域の概況

1 地勢

県北地域は、中通りの北部に位置し、宮城・山形両県と接する地域であり、地域を南北に縦貫する形で阿武隈川が流れ、その流域に信達平野（福島盆地）が広がっています。西側には磐梯朝日国立公園の一角を占める吾妻・安達太良連峰が連なる奥羽山脈、東側にはなだらかな阿武隈高地が続いています。

2 地域構造

県北地域の市町村は、4市3町1村（計8市町村）で構成されています。

県北地域の面積は1,753.42平方kmで県土の12.8%を、人口は令和5年4月1日現在452,740人で、県全体の25.5%を占めています。

3 自然・文化・産業

吾妻・安達太良連峰、阿武隈高地の景観やスカイライン等の山岳道路、さらに飯坂温泉や岳温泉をはじめとした温泉地など、多くの観光資源を有するとともに、もも、りんご、なし等全国有数の果樹地帯を形成しています。

また、県庁所在地の福島市を中心に、行政、教育、文化、商業、工業、医療などの都市機能が集積しており、本県の政治・経済・文化の中心を担っています。

4 交通

JR 東北新幹線、東北本線、山形新幹線、奥羽本線が主要国道と共に走っているほか、私鉄の福島交通飯坂線や阿武隈急行は沿線住民の足として大きな役割を果たしています。

また、県北地域を南北に縦断する東北自動車道に加え、東北中央自動車道の開通により、相双地域及び山形方面との連携の強化が期待されています。

▼県北地域の市町村人口概況

| 地域 | 世帯数 | 人口 | 年齢3区分別人口割合（％） | | | |
|------|---------|-----------|---------------|------------------|-------|-------|
| | | | 年少人口 0～14歳 | 生産年齢人口 15～64歳 | 老年人口 | |
| | | | | | 65歳以上 | 75歳以上 |
| 県北地域 | 189,552 | 452,740 | 10.8 | 55.8 | 33.4 | 17.5 |
| 福島市 | 122,567 | 275,837 | 11.0 | 57.3 | 31.7 | 16.7 |
| 二本松市 | 19,705 | 51,645 | 10.3 | 53.5 | 36.2 | 18.0 |
| 伊達市 | 21,360 | 56,019 | 10.0 | 52.6 | 37.4 | 19.9 |
| 本宮市 | 10,957 | 29,952 | 12.5 | 58.2 | 29.3 | 14.6 |
| 伊達郡 | 11,959 | 30,426 | 8.3 | 49.4 | 42.2 | 22.8 |
| 桑折町 | 4,187 | 11,001 | 10.1 | 51.3 | 38.6 | 21.4 |
| 国見町 | 3,073 | 8,095 | 7.8 | 48.3 | 43.9 | 23.6 |
| 川俣町 | 4,699 | 11,330 | 7.1 | 48.4 | 44.6 | 23.6 |
| 安達郡 | 3,004 | 8,861 | 15.0 | 56.5 | 28.5 | 13.2 |
| 大玉村 | 3,004 | 8,861 | 15.0 | 56.5 | 28.5 | 13.2 |
| 福島県 | 746,991 | 1,773,723 | 11.1 | 55.8 | 33.2 | 17.0 |

（「福島県の推計人口」県企画調整部統計課）

※ 本表は、福島県企画調整部統計課「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）」の値を記載しています。世帯数及び人口は、令和5年4月1日現在の値です。

II 県北保健福祉事務所の概況

県では、保健と福祉の連携を強化しながら県民サービスの向上を図るため、平成14年4月に、社会福祉事務所と保健所の組織を統合し、保健福祉事務所を設置しました。

現在、「総務企画部（総務企画課）」「健康福祉部（保健福祉課・生活保護課・健康増進課）」「生活衛生部（医療薬事課・衛生推進課）」の3部6課体制で、県北管内（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）の保健、医療、福祉及び衛生に関する業務を担っています。

なお、平成30年4月1日に福島市が中核市へ移行したことにより、中核市が権限を持つ法定事務等については、福島市所管となりました。

1 沿革

■ 県北保健福祉事務所（県北保健所）沿革

| | |
|----------|--|
| 平成14年 4月 | 県北社会福祉事務所と県北保健所の組織統合により、県北保健福祉事務所（県北保健所）となる。 課・係を廃止し、グループ制を導入 |
| 平成16年 4月 | 検査機能を衛生研究所へ一元化 |
| 平成19年 3月 | 中央児童相談所福島相談室の廃止 |
| 平成20年 4月 | グループ制を廃止し、課・チーム制を導入 |
| 平成23年 6月 | 総務課と地域支援課を統合し、総務企画課を設置 |
| 平成28年 4月 | 県北地方振興局より、青少年健全育成に関する業務について移管 |
| 平成29年 4月 | 動物愛護管理業務について、動物愛護センターに移管 |
| 平成30年 4月 | 福島市が中核市となり、中核市が権限を持つ法定事務等について、福島市に移譲 |

《参考 統合前の各事務所の沿革》

○県北社会福祉事務所

| | |
|----------|--|
| 昭和26年 3月 | 社会福祉事業法制定 |
| 昭和26年10月 | 信夫・伊達・安達の郡単位に福祉事務所を設置 |
| 昭和30年 | 二本松市福祉事務所発足 |
| 昭和44年 | 行政機構改革により、福島社会福祉事務所を設置し、出張所として伊達福祉事務所と安達福祉事務所を設置 |
| 昭和48年 | 行政機構改革により、福祉事務所から生活保護現業職員が社会福祉事務所に配置替えとなる。 |
| 平成 6年 4月 | 行政機構改革により、福祉相談コーナーのみを残し伊達福祉事務所と安達福祉事務所が廃止され、県北社会福祉事務所に名称変更 |
| 平成14年 3月 | 県北保健所との統合により、県北社会福祉事務所廃止 |

○福島保健所

| | |
|----------|-------------------------|
| 昭和19年10月 | 福島市中町48番地に設置 |
| 昭和23年 7月 | 福島市御山町48番地に移転 |
| 昭和38年 8月 | 福島市御山町48番1号に新築移転 |
| 平成 5年12月 | 福島市御山町8番30号に新築移転 |
| 平成 9年 3月 | 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により廃止 |

○保原保健所

| | |
|----------|-------------------------|
| 昭和24年 2月 | 保原保健所開設 |
| 昭和25年12月 | 保原町字古川四32-1に新築移転 |
| 昭和57年 3月 | 保原町大字大泉字大地内101番地に新築移転 |
| 平成 9年 3月 | 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により廃止 |

○二本松保健所

昭和19年10月 二本松保健所開設
 昭和25年 4月 二本松市鷹匠町1の53に新築移転
 昭和55年 3月 二本松市若宮2丁目69番地に新築移転
 平成 9年 3月 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により廃止

○県北保健所

平成 9年 4月 地域保健法施行に伴う保健所再編により、福島・保原・二本松保健所を統合し「県北保健所」を設置（福島市御山町8番30号）

2 庁舎の概要

| | |
|---------|---|
| 庁舎の名称 | 福島県保健衛生合同庁舎 |
| 入所する機関名 | 県北保健福祉事務所・県北保健所・精神保健福祉センター・衛生研究所試験検査課 |
| 住所 | 福島市御山町8番30号 |
| 敷地面積 | 3,376.44㎡ |
| 建物面積 | 庁舎（鉄筋コンクリート造5階建て） 4,137.5㎡ （県北保健福祉事務所・県北保健所 1～4階） 衛生研究所試験検査課 4階の一部 精神保健福祉センター 5階の一部 その他 80㎡ |

3 職種の配置状況

（令和5年4月1日現在）

| | 所長 | 副所長 | 総務企画部 | 健康福祉部 | 生活衛生部 | 計 |
|------------------|----|-----|--------|--------|-------|----|
| 行政職 | | 1 | 10（兼1） | 14 | 0 | 25 |
| 技術職 | 1 | | 2 | 16 | 17 | 36 |
| 医師 | 1 | | | | 1 | 2 |
| 保健師 | | | 1 | 12 | 3 | 16 |
| 看護師 | | | | | 1 | 1 |
| 薬剤師 | | | | | 3 | 3 |
| 管理栄養士 | | | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 医療技師 | | | | 2 | | 2 |
| 獣医師 | | | | | | |
| 農芸化学 | | | | | 8 | 8 |
| 化学 | | | | | | |
| 専門員 | | | | 1 | 2 | 3 |
| 小計 | 1 | 1 | 12（兼1） | 31 | 19 | 64 |
| 会計年度任用職員 | 0 | 0 | 2 | 10（兼1） | 4 | 16 |
| 運転手 | | | 2 | | | 2 |
| 女性相談員 | | | | 1 | | 1 |
| 母子・父子自立支援員 | | | | 3（兼1） | | 3 |
| 生活保護健康管理支援員 | | | | 1 | | 1 |
| 生活保護就労支援員 | | | | 1 | | 1 |
| 被災者健康サポート事業訪問相談員 | | | | 2 | | 2 |
| 被災難病患者等相談支援員 | | | | 1 | | 1 |
| 技術職員 | | | | | 1 | 1 |
| 事務職員 | | | | 1 | 3 | 4 |
| 合計 | 1 | 1 | 14（兼1） | 41（兼1） | 23 | 80 |

4 組織及び主な業務

(令和5年4月1日現在)

